

株式分割に関する基準日設定公告

2021年3月15日

株主各位

名古屋市瑞穂区二野町7番3号
株式会社ヨシタケ
代表取締役社長 山田 哲

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、2021年4月1日（木曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2021年3月31日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2021年4月1日（木曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の22,665,878株から45,331,756株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年4月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2021年4月1日（木曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部